

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
生 活 衛 生 課

目 次

1	生活衛生関係業者への支援について	1-1
2	宿泊施設向け接遇研修ツール作成等のための検討会について	2-1
3	違法民泊対策の取組について	3-1
4	公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて	4-1
5	入浴施設におけるレジオネラ対策等について	5-1
6	理容師法・美容師法について	6-1
7	美容師養成施設等の教育について	7-1
8	クリーニング業について	8-1
9	興行場法の運用について	9-1
10	都道府県生活衛生営業指導センターについて	10-1
11	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について	11-1
12	標準営業約款の周知について	12-1
13	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について	13-1
14	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に 関する状況把握・報告について	14-1
15	建築物衛生について	15-1
16	事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドラインについて	16-1
17	火葬場の経営・管理に関する指導監督について	17-1
18	無縁改葬について	18-1
19	行政手続のオンライン化の推進について	19-1

1 生活衛生関係事業者への支援について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生関係事業者については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、エネルギー価格・物価高騰等の影響により、経営状況が厳しいものと考えられる。
- 各地方自治体においては、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）を受けて重点支援地方交付金の積み増しが行われ、地域の実情を踏まえて、生活衛生関係事業者への必要な支援を引き続き行っていただいている。

(2) 都道府県等に対する要請

- エネルギー価格・物価高騰等の影響が続く中で、生活衛生関係営業の衛生水準の確保等に資するよう、各地方自治体において、生衛組合や都道府県生活衛生営業指導センターと一層の連携を図り、生活衛生関係事業者への支援について、引き続き御協力をお願いする。
- また、入浴料金が定められている公衆浴場については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年法律第68号）第6条において、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、引き続き御協力をお願いする。

2 宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）については、第211回国会（通常国会）において、政府案を一部修正の上、令和5年6月7日に可決成立し、同月14日に公布され、同年12月13日に施行されている。
- 「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」とりまとめ（令和5年10月10日）において、「高齢者、障害者、患者等その他の特に配慮を要する宿泊者に対する適切なサービスを提供するための内容に関して、旅館業の施設特有の接客シーンを想定した具体的な内容を盛り込んだ研修ツールを検討すべき」とされたことを踏まえ、令和6年5月28日、観光庁とともに、「宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会」（以下「ツール検討会」）を立ち上げた。
- ツール検討会では、宿泊事業者や障害者等当事者団体へのアンケート調査結果や、ツール検討会の下に設置したWGにおけるヒアリングを踏まえ、宿泊施設向け接客研修ツール（以下「接客研修ツール」という。）の策定に向けた検討を行い、令和7年2月17日に開催した第3回ツール検討会において、接客研修ツール（案）の構成について了承されたことから、令和7年3月28日に接客研修ツールを厚生労働省HPに公表した。

・ 宿泊施設向け接客研修ツール

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001469650.pdf>

(2) 都道府県等に対する要請

- 都道府県等におかれては、本研修ツールを積極的に活用いただけるよう貴管内営業者に対し周知いただくとともに、貴自治体において研修を実施・検討する際の参考とされたい。

3 違法民泊対策の取組について

(1) 従前の経緯【資料1】

- 旅館業法違反のおそれがあると把握している事案は、令和6年度全国1,151件であり、依然として一定数存在している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQを改訂するほか、厚生労働省HPの「旅館業のページ」に違法民泊取締り事例や、違法民泊をなくすための啓発メッセージ(16カ国語の宿泊者向け、事業者向け)を掲載する等の取組を実施している。
- 令和8年1月には、
 - ・ 旅館業法に基づく命令・罰則などの事例の周知等により、法令手続が行われずに営業が行われている民泊(以下「無届民泊」という。)をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取締りや罰則などの規制による無届民泊の抑止の推進など旅館業法の適正な運営を確保するため、地方自治体に通知を発出するほか、
 - ・ 旅館業法に基づき、公衆衛生上の規制のみならず、地域の実情に応じ、地方自治体による指導や条例制定により、生活環境の悪影響を防止する一定の規制が可能であることを踏まえた適切な取組がなされるよう旅館業衛生等管理要領を改正し、地方自治体に周知している。
- 地方自治体におかれても、引き続き、観光部局とも連携して、違法民泊の取締りの徹底等をお願いしたい。また、効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。

4 公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて

(1) 従前の経緯

- 公衆浴場や旅館業の共同浴場については、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めている。
- これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要がある。
- 厚生労働省としては、これらの考え方について、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日薬生衛発0623第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）によりお示ししているところ。

(2) 都道府県等に対する要請

- 本通知の趣旨を御了知の上、引き続き、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等をお願いする。

5 入浴施設におけるレジオネラ対策等について

(1) 従前の経緯

- これまで、公衆浴場や旅館業施設におけるレジオネラ対策について、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等をお示ししているところ。
- 過去にはレジオネラ菌による死亡事例や行政への虚偽報告が行われた事例があったほか、令和7年度も、複数の公衆浴場や旅館業の共同浴室において、レジオネラ菌が検出される事例が発生している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を踏まえ、貴管内の営業者に対して、レジオネラの防止対策やコンプライアンスの遵守について、周知徹底いただきたい。
- なお、衛生等管理要領等は都道府県等への技術的助言であり、都道府県等が、地域の実情を踏まえ、要領等とは異なる内容の基準を条例等で定めることは可能である。

6 理容師法・美容師法について

(1) 従前の経緯

- 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 6 条の規定により、理容師でなければ、理容を業としてはならないこととされ、また、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 6 条の規定により、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととされている。

また、「美容師法等の施行について」（昭和 32 年 2 月 13 日厚生省発衛第 29 号厚生事務次官通知）等により、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと等をお示ししている。

- ・「美容師法等の施行について」（昭和 32 年 2 月 13 日厚生省発衛第 29 号厚生事務次官通知）

第二 運用上留意すべき事項

- 一 美容師及び理容師の免許関係の規定の整備された所以は、美容師及び理容師の資質の向上を期せんがためであるから、その厳正な執行を期するとともに、いやしくも、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと。

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）を示している。

高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年 10 月 16 日付け薬生衛発 1016 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼した。

さらに、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和 3 年 12 月 27 日付け薬生衛発 1227 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、条例等の制定状況について情報提供を行った。

- 令和 7 年 7 月に、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度において、事業者から照会のあったパーマメント技術を応用したアイブロウ施術の取扱いについて、以下の回答を行った。

- ・ 美容師法第 2 条第 1 項の規定において、「美容」とは、「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう」とされており、通常、首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。

ご照会のアイブロウ施術については、眉毛に化粧品を塗布し、ワックスで脱毛を行った上で、眉毛にメイクアップを行うことにより首から上の容姿を美しくするものであり、同法第 2 条第 1 項の「美容」に該当するこ

とから、同法第6条に規定されているとおり、美容師でなければ、これを業として行うことはできないと考えられる。

(2) 都道府県等に対する要請

- 理容師でなければ理容を業としてはならないこと、美容師でなければ美容を業としてはならないことについて改めて周知するとともに、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導に努めるようお願いする。
また、美容師法に係る無免許営業等の実態については、令和7年5月に調査結果を情報提供したので、各都道府県等におかれては、管内美容所に対し、美容師でなければ美容を業としてはならないことを様々な機会を通じて周知いただくとともに、無免許者が美容を業として行うことのないよう、引き続き、疑い事案の把握に努めていただき、無免許営業者及び無届け美容所であることが確認できた場合は、適時に指導されたい。
- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知いただきたい。出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定する等して行っていただきたい。
また、出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- 令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り 110 番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者に提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- パーマネント技術を応用したアイブロウ施術の取扱いについては令和7年7月のグレーゾーン解消制度の回答を確認していただきたい。

7 美容師養成施設等の教育について

(1) 従前の経緯

- 美容師の養成制度について、厚生労働省の「美容師の養成のあり方に関する検討会」で検討を行い、令和5年7月に『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』(以下「令和5年度以降の対応」という。)を取りまとめた。
- 令和5年度以降の対応の中で、美容師養成施設における教育状況等について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとされている。
- 令和6年度については、調査対象に理容師養成施設を加えた上で、「美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について(依頼)」(令和6年11月29日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡)により、都道府県を通じて実施した調査結果をとりまとめ、以下のとおり厚生労働省ホームページに公開している。
 - ・美容師養成施設の教育状況等に関する令和6年度調査結果について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001520526.pdf>
 - ・理容師養成施設の教育状況等に関する令和6年度調査結果について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001520527.pdf>
- また、令和4年8月に厚生労働省から、「美容師養成の改善について」(令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「改善通知」という。)を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容師養成施設における美容実習の網羅的な実施やオールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面も含めた教育、まつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術の教育等が徹底されるよう周知している。

(2) 都道府県に対する要請

- 美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等について、令和7年度調査をとりまとめた後、各都道府県に調査結果を共有することとしているため、各都道府県におかれては、貴管内の美容師養成施設に対する周知をお願いするとともに、令和8年度以降の調査についても、調査への協力をよろしく願います。

○ 「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ」を踏まえ、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、以下の関係通知の内容について、会議等の機会を捉えて、管内の理容師養成施設及び美容師養成施設に対して、周知いただきたい。

- ・「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（令和7年8月14日付け健生発 0814 第3号厚生労働省健康・生活衛生局長）
- ・「理容師養成施設及び美容師養成施設に係る運用上の疑義について」（令和7年10月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡の別紙番号8参照）
- ・「理容師養成施設・美容師養成施設関係Q&A（遠隔授業）の改定について」（令和7年12月4日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

8 クリーニング業について

(1) クリーニング師研修等の受講の促進について

① 従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）に基づき、「3 年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は低い水準となっている。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（令和 7 年 6 月 12 日健生衛発 0612 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）において、研修等が適切に実施されるよう受講勧奨を依頼している。

② 都道府県等に対する要請

- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修等の適正な実施をお願いする。
- 研修等の受講率を向上させるため、受講勧奨の中心的役割を担う都道府県生活衛生営業指導センターに対して、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。都道府県指導センターに対する名簿情報の提供は、クリーニング師研修等の円滑な実施のため、各年度末又は年度当初にご提供いただきたい。

また、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

- 既に情報提供に対応いただいている都道府県におかれては、提供いただく名簿情報と実態に乖離がある場合があることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。

(2) 外国人材受入（リネンサプライ分野）について

① 従前の経緯

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材

を受け入れる仕組み（特定技能制度及び育成就労制度）が構築され、リネンサプライ分野においては、令和8年度中に特定技能外国人、令和9年4月から育成就労外国人の受入れがそれぞれ可能となる見込み。

- 特定技能外国人及び育成就労外国人受入機関の要件には、当該事業所が一般社団法人日本リネンサプライ協会又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定める「衛生基準」の認定を受けていることが含まれている。

② 今後の取組

- 特定技能外国人等に係る国内試験を行うとともに、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、特定技能制度等の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策等について、分野別協議会の活性化を含め、引き続き業界団体等と協議することとしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 特定技能外国人等に係る問合せがあった場合は、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、リネンサプライ分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課などを問合せ先として御案内いただきたい。

9 興行場法の運用について

(1) 従前の経緯

- 興行場法は、興行ではなく興行の行われる施設たる興行場を対象として、監督、取締を行うものであり、同法に基づく許可は、その施設について、当該施設が反復継続して興行場として使用経営される場合に行われるものである。

- これを踏まえ、興行場の許可については、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」（昭和25年5月8日衛発第29号厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会教育局長通知）（以下、「局長通知」という。）において、「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月4日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」と示している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 興行場の許可の要否の判断に当たっては、上記の局長通知を踏まえて、ご対応いただきたい。
なお、本件は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえた対応の周知である。

(参考) 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 (管理番号 387)
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/r7_kekka_12_mhlw.pdf

10 都道府県生活衛生営業指導センターについて

(1) 従前の経緯

- 物価高騰等により、厳しい状況にある生活衛生関係業者への衛生指導や経営相談・支援へのニーズは高く、生活衛生関係業者に対して、都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合の経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家として中小企業診断士、税理士や社会保険労務士等が、経営における課題、経営改善、衛生、融資、補助、税制、労務管理等の相談等の伴走型支援を実施している。

(2) 都道府県に対する要請

- 都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される公益財団法人であり、生活衛生関係業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な役割を担っていることを各都道府県においても改めて認知いただきたい。
- 都道府県においては、生活衛生関係業者への支援策の実施や災害対応等での情報伝達等の効果的な実施のために、都道府県生活衛生営業指導センターと連携・協力体制を図っていただいているところであるが、引き続き、体制の構築をお願いする。
- 令和8年度税制改正案において、
 - ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）
 - ・ 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等（相続税、贈与税）
 - ・ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）等について、所要の見直しや、適用期限の延長を行うこととしている。
また、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設※の整備等に係る特別償却制度については、令和9年3月末が適用期限となる。
このため、生活衛生関係業者が活用できる税制措置の周知に加えて、各組合における組合員の事業の円滑化や効率化等の推進のために組合が行う共同利用施設の整備についての働きかけについても積極的に行われるよう、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家に対する適切な支援方よろしくお願ひする。

※ 共同利用施設の主な例：組合会館、共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム、クリーニングの共同工場、共同調理施設、共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等

1 1 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度以降、生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、平成 26 年度から毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和 7 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供や加入案内等を行うとともに、生衛組合の情報提供及び周知広報への御配慮をお願いする。
- 令和 7 年度の月間において、各都道府県等宛ての協力依頼通知について、新たに生活衛生組合について紹介するためのチラシを添付した。既に月間は終了しているが、適宜、組合未加入事業者に対する案内等にご活用いただきたい。

1 2 標準営業約款の周知について

(1) 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的として、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を内容とする標準営業約款を定めるものである。現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種において標準営業約款が設定されている。
- 全国・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)として定め、関係機関及び関係団体の連携のもとに、制度の普及・啓発等を行っている。また、生活衛生課長通知を発出し、本制度の普及・啓発に関して協力をお願いしている。

(2) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和7年度の促進月間の活動が行われたことについて感謝申し上げますとともに、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、引き続き、営業者に対する登録促進及び利用者に対する標準営業約款制度の周知について、御協力をお願いする。

1 3 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

(1) 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日健衛発 0331 第 12 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

(2) 今後の取組

- 振興指針は業種毎に 5 年に一度のサイクルで、業界を取り巻く現況などを踏まえながら、振興を図っていくために必要な取り組み等を盛り込む改正を行ってきたが、生活衛生関係営業に共通して影響する法律や制度改正等の事項についても 5 年毎の改正時に対応してきたため、振興指針に反映されるタイミングは業種毎に差が生じていた。これを受け、令和 6 年度から業種毎に 5 年に一度の改正の基本方針は維持しつつも、各業種に共通する事項については、業界を取り巻く環境に適時対応するため、5 年毎の改正を待たずに随時、振興指針に反映させることとした。

※令和 7 年度においては、5 年毎の改正の年に当たる食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業について改正に向けた手続きを進めている。

(3) 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正後、各生衛組合において、振興計画の変更認定申請を行うこととなる。各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。
- 各生衛組合においては、事業年度経過後 3 か月以内に振興計画の実施状況について報告書※を提出することとなっている。各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。

※ 振興計画の 1 年目から 3 年目までの業種の生衛組合は、通知の様式第 3 を提出。振興計画の 4 年目及び 5 年目の業種の生衛組合は、通知の様式第 3 に加え、様式第 4 を提出。

1 4 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告について

(1) 従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和7年度には、令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害などが発生している。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、必要に応じて、被災者等の要援護者への緊急対応について生衛組合との連絡調整、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いしている。
- 災害発生時には、生活衛生同業組合連合会に対して、必要に応じて、被災地支援のための情報提供を行う。

(2) 都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と調整し、支援の実施手順、災害救助法適用時の事務手順等の確認や災害協定の調整等を行っておくようお願いする。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告を依頼するので、その際は御協力いただくようお願いする。

15 建築物衛生について

(1) 建築物衛生法、同法施行令及び同法施行規則等の直近の改正について

- 建築物衛生法施行令の改正（令和7年4月16日施行）により、第5条の規定による建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額が令和7年度試験から17,900円となった。（改正前：13,900円）
- 刑法改正により「懲役」と「禁錮」が一本化され「拘禁」となったことに伴う建築物衛生法の改正（令和7年6月1日施行）により、第14条の2等（※）の規定による罰則が「懲役」から「拘禁」となった。（※第14条の2柱書及び第14条の3）
- 建築物衛生法施行規則の改正（令和7年12月22日施行）により、建築物環境衛生管理技術者免状申請手続き等について以下の変更が生じた。なお、これらは申請手続き等のオンライン化を念頭に置いた改正である。
 - 第12条第4項の規定により、免状の再交付にあたり、再交付の原因が破損又は汚損である場合は、その申請に当該免状を添付するのではなく、申請時に当該免状を自己廃棄した旨を報告しなければならないこととなった。
 - 第12条第5項の規定により、免状の紛失に伴う再交付の後に、紛失した免状を発見したときは、当該免状を厚生労働省に返還するのではなく、当該免状を自己廃棄した旨を厚生労働大臣に報告することとなった。
 - 第13条の規定による「免状の返還」が「免状の廃棄」に変わり、免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者が、1か月以内に、当該免状を廃棄した旨を厚生労働大臣に報告することとなった。
 - 様式第1号（第9条関係。免状交付申請書。）、様式第3号（第11条関係。免状書換え交付申請書。）、様式第4号（第12条関係。免状再交付申請書。）が改正され、個人番号（マイナンバー）の記載欄が設けられた。

（特に都道府県等に対し要請を行う事項）

- 令和8年4月1日に施行される改正水質基準省令により、第20項にペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）が追加され、その基準値が0.00005 mg/L（50 ng/L）以下であることが規定された。

また、改正前水質基準省令の第20項「ベンゼン」以降について、改正水質基準省令では第21項以降への項番ずれが生じている。

 - これに伴い、建築物衛生法施行規則の改正（令和8年4月1日施行予定）を行い、第4条第1項第3号等（※）に掲げる事項について、水質基準省令に生じた項番ずれを反映した。

（※）第4条第1項第3号イ及びロの規定及び同項第4号ロからニの規

定による「定期測定項目」。

- また、第4条第1項第4号イの規定による「地下水を始めとする水道水等の水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合」に必要な「給水開始前の水質基準省令のすべての事項についての水質検査」については、令和8年4月1日の改正水質基準省令の施行に伴い、PFOS及びPFOAの測定も必要となるため、特定建築物所有者等への適切な指導等をお願いしたい。
- 併せて、第3条の18第1号の規定による「冷却塔及び加湿装置に供給する水を水質基準に適合させるために必要な措置」においても、PFOS及びPFOAが基準値以下であることが求められるようになるため、同様に適切な指導等をお願いしたい。

(2) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

① 従前の経緯

- 厚生労働省では、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を踏まえ、各省庁や地方自治体に対して、ビルメンテナンス業務の発注事務を適正に実施していただくようお願いしているが、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月。内閣官房、公正取引委員会。）の策定を始めとした賃上げ及び取引適正化に係る各政策と、実情への様々な要望（発注者側の予算確保を求める受注者側の声が多い）を受け、同ガイドラインを改正したところである（令和7年9月5日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知別紙2）。
- また、令和5年、令和6年に引き続き、令和7年9月に「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和7年度最低賃金額改定を踏まえた契約金額の変更検討について（依頼）」（令和7年9月5日付け生活衛生課長通知）を発出し、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき、適切な価格により単価を見直すことで契約金額を変更することを検討するよう依頼した。
- なお、令和6年度厚生労働省委託事業において契約書におけるスライド条項、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度等について、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を担当する職員のためのマニュアルを作成し、成果物を厚生労働省ホームページで公開したところ。
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）との共催により、地方自治体職員を対象にした「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」等に関するオンライン講習会を開催して

いる。令和7年度開催分からは、協会ホームページにおいてアーカイブ配信を行っている。

[保全業務マネジメントセミナー 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/hozen](https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/hozen)

② 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、ビルメンテナンス業務の公共調達において、年度途中においても最低賃金の引上げ、物価高騰等が生じた場合は、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いする。このほか、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、引き続き、適切な予算及び予定価格の積算等の対応をお願いする。

加えて、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響をうけた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を実施するために活用する「重点支援地方交付金」が計上された令和7年度補正予算が成立した。

このうち、事業者向けの推奨事業メニューとして「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」が掲げられている。令和7年11月21日、同月28日、同年12月18日に、本交付金をビルメンテナンス業の価格転嫁に活用する事業を見据えた早期予算化について、厚生労働省から各地方公共団体の会計・契約担当課に依頼したので、引き続き本交付金に係る予算化及び活用をお願いしたい。

- ビルメンテナンス業を調達する際の「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」について、令和8年2月に現場業務の適切な履行に必要な経費の目安としての価格基準（直接人件費、直接物品費、業務管理費の3割、一般管理費等の3割の合計額×税率）を策定したところ。適切な活用をお願いしたい。
- 国土交通省から、令和8年度建築保全業務労務単価が公表されたため、昨年度と同様にその活用を依頼する通知を発出した。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署や管内の市町村等から、同ガイドラインに基づき仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等に当たって、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることも考えられるため、適切に御助言いただく等の御協力をお願いする。

(3) 外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

① 従前の経緯

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組み（特定技能制度）が構築され、ビルクリーニング分野においても、特定技能外国人の受入れが可能となっている。
- 特定技能外国人受入機関の要件には、当該営業所が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録（以下「知事登録」という。）を受けていることが含まれている。

② 今後の取組

- 特定技能外国人に係る国内試験を行うとともに、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策等について、分野別協議会の活性化を含め、引き続き業界団体等と協議することとしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 特定技能外国人等に係る問合せがあった場合は、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課などを問合せ先として御案内いただきたい。
なお、ビルクリーニング分野では、知事登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れることを要件としていることから、知事登録の申請について事業者から相談があった場合はご対応をお願いします。
- また、従来の技能実習制度に代わり、国内で働く外国人材を国内で育成する「育成就労制度」が令和9年4月から施行されることとなっており、育成就労実施機関の要件としても、当該営業所において知事登録を受けていることが必要となる見込みである。

16 事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドラインについて

(1) 従前の経緯

○ 御遺体の取扱いについては、令和4年度及び令和5年度に厚生労働科学研究事業として、その実態調査を行ったところ、約56%の事業所が御遺体の取扱いに関する基準や手順がないと回答するなど、御遺体の適切な取扱いに関して一定の課題が認められたため、令和6年度厚生労働科学研究事業（「安置所等における衛生基準の確立に向けた実証研究」）における更なる実態調査の結果も踏まえ、令和7年10月、御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方が遵守することが望ましい一定の基準を盛り込んだ「事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドライン」を策定した。

○ 本ガイドラインは、①感染症対策、②御遺体の取り違え防止策、③御遺体安置施設の室内環境基準等の各項目について、それぞれ、葬送の過程において御遺体の処置、保管等といった御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方々が日常的に御遺体と接するに当たり留意することが望ましい事項をまとめたものである（特定の感染症の蔓延といった個別事象の発生を前提に策定したものではない。）。

御遺体を取り扱う事業者においては、御遺体に対する敬意の念を持って御遺体を取り扱うことはもちろんのこと、本ガイドラインをもとに、業務の実態に応じた具体的な業務手順をまとめ、日常業務において活用するとともに、これらを踏まえた従業員教育を適時適切に実施することが望まれるほか、利用者である御遺族への心理的ケアにも最善の注意を払い、利用者からの相談について適切に対応することが望まれる。

(2) 都道府県等に対する要請

○ 貴自治体ホームページへの掲載や、域内火葬場を利用する御遺体を取り扱う事業者への周知など、様々な機会を活用した本ガイドラインの周知について、引き続き、御協力をお願いしたい。

17 火葬場の経営・管理に関する指導監督について

(1) 従前の経緯

○ 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であることから、火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、また、利用者を尊重した高い倫理性が求められるとともに、火葬場経営が利益追求の手段となり、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものである。

○ そのため、火葬場の経営主体について、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）、さらに、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされている（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）。

また、株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律の制定前に設立されたもの）において、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和4年11月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出している。

○ 今般、火葬場経営・管理に関する指導監督事務に関して、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）も踏まえ、その考え方を整理する「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」（令和7年10月31日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出した。

同通知では、火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか、火葬場経営における利益の用途について、他の事業の運営費用や配当に充てるといった経営・管理が行われていないかどうかを、火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めることにより確認することなど、火葬場の経営・管理に関する指導監督に当たって参考となる事項をお示しし、公衆衛生の確保の観点にとどまらず、火葬場の適正な経営・管理の観点からの指導監督の徹底を改めてお願いした。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、公衆衛生の確保のほか、火葬料金の設定を含め、総合的な観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底をお願いします。

18 無縁改葬について

(1) 従前の経緯

- 死亡者の縁故者がいない墳墓（以下「無縁墳墓」という。）に埋葬し、又は埋蔵された死体又は焼骨の改葬（以下「無縁改葬」という。）については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓地埋葬法」という。）第 5 条、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 24 号）第 2 条及び第 3 条に基づき、死亡者の縁故者等に対して 1 年以内に申し出る旨を官報に掲載し、かつ、無縁墳墓の見やすい場所に設置された立札に 1 年間掲示し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面等を添付の上、市町村長の改葬許可を受けなければならない。

しかし、この手続は、墳墓の所有権、地上権等の私法上の物権等の処置に関するものではなく、無縁墳墓と認定されたものについてその私法権上の権利変更等を行う場合は必ずそれ等の規定によることが必要であると解されている（昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生事務次官通知）。

- 総務省が実施した調査（「墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－」）に基づき、同省から、①無縁墳墓等の発生を抑制する観点から、縁故者に係る情報を事前に把握している事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと、②無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考え方に係る事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うよう、通知されていた。

- これを受け、無縁墳墓の発生抑制のためには、墓地使用者以外の縁故者に係る情報を事前に把握しておくなどの取組が有効である旨等を示す「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について」（令和 7 年 3 月 31 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出するとともに、無縁改葬後の墓石等の取扱い等について、その根拠、考え方を整理する「無縁改葬後の墓石等の取扱いについて」（令和 7 年 12 月 8 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。

(2) 都道府県等に対する要請

- 上記各事務連絡も踏まえ、引き続き、無縁墳墓の発生予防、無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、適正な対応を行っていただくようお願いする。

19 行政手続のオンライン化の推進について

(1) 行政手続のオンライン化について

①従前の経緯

- 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。」こととされている。

②都道府県等に対する要請

- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、理容師法、美容師法、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、旅館業法、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び墓地、埋葬等に関する法律に基づき、行政機関等や民間事業者が行う申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。
- 同法第13条において、地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされていることも踏まえ、行政手続のオンライン化に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 国家資格等情報連携・活用システムの活用について

①従前の経緯

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること等を内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「令和5年番号法等改正法」という。）が令和5年6月2日に成立し、同月9日に公布された。

- また、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「クリーニング師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和7年度から、順次オンラインによる手続を可能とする。」とされている。
- 国家資格システムの参画にあたっては、住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号を都道府県が把握する必要があることから、当該事項を受験願書及び免許申請等に係る申請書に記載することとするため、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）を改正し、令和8年4月1日から施行することとした。
- また、建築物環境衛生管理技術者については、令和8年度1月末以降の国家資格システムサービスインを予定している。デジタル資格者証の取扱いの概要や取扱いについては別途アナウンスを行う。

②都道府県等に対する要請

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格について、令和5年番号法等改正法を踏まえ、令和8年度以降、国家資格等情報連携・活用システムの活用を予定している。今後、当課から情報提供を行っていくので、都道府県等におかれては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。
- クリーニング師については、各都道府県において条例等により受験願書や免許申請等に係る申請書の様式を規定している場合は、改正を行う等により、その実施に遺漏のないよう適切な対応をお願いする。
- 建築物環境衛生管理技術者については、特定建築物の届出にあたり選任された建築物環境衛生管理技術者や、事業登録の清掃作業監督者等からデジタル資格者証の提示があった際は、それぞれ御対応をお願いしたい。